

通所介護料金表

オープンハウス奏

(令和6年4月1日現在)

●通所介護の利用料

【基本部分：通所介護費(通常規模型)】

所要時間 (1回あたり)	利用者の 要介護度	通所介護費	
		基本利用料	利用者負担金(1割負担の場合)
3時間以上 4時間未満	要介護1	3,680円	368円
	要介護2	4,210円	421円
	要介護3	4,770円	477円
	要介護4	5,300円	530円
	要介護5	5,850円	585円
4時間以上 5時間未満	要介護1	3,860円	386円
	要介護2	4,420円	442円
	要介護3	5,000円	500円
	要介護4	5,570円	557円
	要介護5	6,140円	614円
5時間以上 6時間未満	要介護1	5,670円	567円
	要介護2	6,700円	670円
	要介護3	7,730円	773円
	要介護4	8,760円	876円
	要介護5	9,790円	979円
6時間以上 7時間未満	要介護1	5,810円	581円
	要介護2	6,860円	686円
	要介護3	7,920円	792円
	要介護4	8,970円	897円
	要介護5	10,030円	1,003円

- ① 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。
- ② 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担頂くこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (1割負担の場合)
入浴介助加算(I)	利用者の入浴介助を行った場合 (1日につき)	400円	40円
栄養改善加算	利用者へ栄養食事相談等の栄養改善サービスを行った場合 (1回につき。月2回まで)	2,000円	200円
栄養アセスメント加算	管理栄養士を一定以上配置し、各職種が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者又は家族に説明(1月につき)	500円	50円
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出(1月につき)	400円	40円
介護職員等処遇改善加算(IV)	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金 (基本部分+各種加算減算)の6.4%	左記額の1割

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額	
		基本利用料	利用者負担金 (1割負担の場合)
事業所と同一建物に居住する利用者へのサービス提供減算	当該減算の要件に該当した場合(1日につき)	940円	94円
送迎を行わない場合の減算	利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合 (片道につき)	470円	47円

●通所型サービスの利用料

【基本部分：通所型サービス費(独自)】

利用者の要介護度	回数を定めた場合 (1月あたり)	通所型サービス費	
		基本利用料	利用者負担金(1割負担の場合)
事業対象者	1回	436単位	436円
要支援1	1回	436単位	436円
要支援2	1回	447単位	447円

※上記の基本利用料は、鶴岡市が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (1割負担の場合)
栄養改善加算	利用者へ栄養食事相談等の栄養改善サービスを行った場合(1月につき)	2,000円	200円
栄養アセスメント加算	管理栄養士を一定以上配置し、各職種が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者又は家族に説明(1月につき)	500円	50円
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出(1月につき)	400円	40円
介護職員等処遇改善加算(IV)	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金 (基本部分+各種加算減算)の 6.49%	左記額の1割

